

IV 三位一体改革関連法の施行について

(1) 養護老人ホームの運営に係る技術的助言の発出について

本年2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料においてお示したとおり、本年度の早期に、養護老人ホームの運営に関する次のような事項について、技術的助言を発出することとしているので、ご了知願いたい。

- 市町村が支弁する老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用に係る参考単価
- 老人福祉法第28条の規定による費用の徴収の取扱いなど

(2) ユニットケア研修受講者の推薦に係る留意事項について

ユニットケア研修については、平成15年度は管理者研修208名、ユニットリーダー研修189名の計397名が修了し、平成16年度は、管理者研修269名、ユニットリーダー研修477名の計746名が修了した。(H17.3.30現在)

平成16年度の研修受講の状況を見ると、未だ学生である就労予定者が受講している、研修の趣旨目的を十分に理解せずに受講している、あるいは研修直前に受講を辞退するなどの施設が見受けられた。研修受講者の推薦に当たっては、適切な者を推薦するとともに、研修の意図目的を十分に理解させた上で受講させるよう努められたい。

また、本研修は管理者研修1名及びリーダー研修2名の計3名による受講が必須であるが、全員が修了しているのは175施設のみであり、各都道府県等においては、各施設とも3名全員が速やかに受講するよう指導されたい。

なお、本研修については、平成16年度後期から、東京センターの募集要綱において介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の管理者等の自費による受講も募集をしているところであるので、併せて周知願いたい。